

平成27年度 第2回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成27年11月18日(水)午後1時30分～午後3時00分
- 2 開催場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者
委員 松井委員、明円委員、榎本委員
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、電気担当係長、道路公園課長、維持保全担当課長、計画課長、光が丘図書館長、事業統括係長、清掃事業係長、リサイクル推進係長、交通安全課長、自転車対策係長、みどり推進課長、みどり協働係長、情報政策課長、情報システム係長、学校保健係長、契約係長、同係職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事
 - (1) 前回議事録の確認(資料1)
 - (2) 審議案件
平成27年度前期入札案件の参加資格設定経過等について
 - ・工事契約一覧(資料2)
 - ・物品契約一覧(資料3)
 - ・委託等契約一覧(資料4)
 - ・設計・測量等契約一覧(資料5)
 - ・審議資料(抽出案件一覧)(資料6)
 - (3) 報告事項
平成27年度工事等の入札不調一覧(資料7)
平成27年度前期契約件数等(資料8)
指名停止措置等について(資料9)
 - (4) その他
次回開催日程
- 6 会議の内容
新委員挨拶

前回議事録の確認について
全委員了承

入札監視委員会の非公開について
(事務局)
入札監視委員会では、会議は原則公開とし、希望者の傍聴を認めてきた。これま

での会議では、傍聴者が一人もいなかったため、入札経過等の審議過程で、予定価格、最低制限価格、積算基準等の非公開情報に関する議論があった場合でも、特に問題は生じなかった。

今後は会議を原則非公開としたい。理由としては、傍聴者は入札参加業者や指名停止等に関する苦情申立人の可能性が高いこと、また傍聴者がいる場合は入札経過等の審議過程で、委員が非公開情報に関する質問等を行った場合は、その都度審議を中断し、一旦傍聴者に退席してもらおう等の必要が生じること、また、苦情処理の審議においては、苦情の申立人が傍聴した場合は、当事者を目の前に委員が客観的な意見を述べにくい状況になること等である。このため、今後は入札監視委員会の会議は原則非公開とし、必要な場合は、委員会の決定により公開できるようにしたい。なお、議事概要については、これまでどおり、非公開情報の発言部分を除いて公開する。

全委員了承

平成27年度前期入札案件の参加資格設定経過等について（審議）

抽出案件の説明

当番委員が抽出理由を説明。

抽出案件 1 交通安全施設整備（電線共同溝）工事

（事務局）

高額な案件で、落札率がほぼ100%に近いが、入札経過等を確認したいという理由で抽出いただいた。

当該工事は、電線類を地中化するための、電線共同溝を敷設する工事である。共同運営格付がA・Bランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表による制限付き一般競争入札を実施した。

入札には3者から参加申請があり、開札の結果、2者が辞退し、残る1者が税込み1億1,480万円で落札した。

今回の工事現場はバス通りに面した交通量の多い場所であったために夜間工事になることが多く、警備員や作業員の確保が困難なことや、苦情対応や警察との協議も多くなるため、事業者から敬遠されたと思われる。

入札参加業者が少なく、予定価格に近い金額であれば落札したい、また落札できると見込んだ事業者が、予定価格を若干下回る価格で応札し、100%に近い額で落札したものと想定している。

交通量が多い工事現場であったことで、結果的に競争性が働かなかったのではないかとされる。

(委員)

3者が参加申請したが、2者が辞退、1者がほぼ予定価格に近い金額で落札した。主管課として、この結果をどのように考えているか。

(道路公園課長)

工事の場所がバス通りで交通量が多いため、警察との保安体制の協議等で時間を要し、事務量が増えるという状況がある。一方で、電線共同溝工事については、都市計画道路であり、交通安全施設整備を行っている。そのため、区としても重点事業として取り組んでいる。

3者が申込みを行い、1者が応札した結果だが、区としては積極的に申し出を受け、公正に競争性が保てるように、今後も関係機関を含めて調整していきたい。

(委員)

工事の難しさから業者としても十分配慮をしながら行うため、このような落札結果になったということは理解した。

積算の段階で、工事内容により金額の予測はつくのか。1者だけが予定価格に近い金額で落札している理由は何か。

(経理用地課長)

1千万円以上の案件は、予定価格について事前公表をしているため、業者は上限が分かっている。ただし最低制限価格については、事前も事後も公表していない。

従って100%で入札してくることはあり得るが、今回はその金額より若干低めに入れてきた。これは他者が100%で入札してくることがあるかもしれないため、少し金額を落としたのではないかと推測している。

電線共同溝については、昨年度も99%以上の落札である。この時は4者参加で2者辞退であった。幹線道路の工事は難しいという実態がある。

また、現在は業者が工事を選べる状況であると思われ、予定価格上限程度の金額であれば受注してもよいということがあるのではないか。

(委員)

辞退した2者は別の案件も受注しており、あえてこの案件を請け負わなくてもよい状況だったのか。

(経理用地課長)

1 者が別の案件で落札している状況は把握している。

(事務局)

大規模な工事の場合、まず公告を行う。公告の段階では工事の期間や場所は記載するが、工事内容は概要としている。その後、申請した業者へ詳細な仕様書を送付する。業者が仕様書を確認し、工事の内容がはっきりした段階で難しいと判断すれば辞退する可能性はある。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件 2 練馬区立光が丘第一中学校トイレ改修電気設備工事
練馬区立大泉西中学校トイレ改修電気設備工事

(事務局)

当該工事は、高い落札率で同じ業者が落札しているが、入札の経過を確認したいとの理由で抽出いただいた。

いずれの工事も、中学校のトイレ改修に伴う電気設備工事である。

予定価格が500万円以上1千万円未満となるため、共同運営格付けがB・C・Dランクの区内事業者を対象に、予定価格事後公表の希望制指名競争入札を実施した。

6月8日に行われた光が丘第一中学校の入札には、7者から指名希望申請があり、希望の全者を指名して入札を行った。開札の結果、1者が辞退、6者が応札し、1者が最低制限価格未満で失格となり、落札率99.77%で落札された。

6月23日に行われた大泉西中学校の入札には、6者から指名希望申請があり、1者を区で追加指名し、同じく7者による入札を実施した。開札の結果、3者が辞退、残る4者はいずれも予定価格を超過したため不調となった。

辞退者を除く4者で再度入札を行ったところ、2者が不参加、残る2者も予定価格を超過していたため、再度不調となった。

再度の入札で落札者がいない場合は随意契約ができる地方自治法施行令の規定に基づき、最も低い金額を提示した業者と交渉したところ、予定価格を下回る見積りが提示されたため、落札率99.86%で不調随意契約を行った。

予定価格が事前公表される予定価格1,000万円以上の電気設備工事については、公表された予定価格から最低制限価格を見込んで、最低制限価格近辺での競争・落札となる傾向が強い。今回の両案件は予定価格が1,000万円未満で事後公表であるため、最低制限価格が読みづらかったことが考えられる。

積算の結果、光が丘第一中学校については予定価格近辺での競争となり、不調随

契となった大泉西中学校についても予定価格内での交渉となったため、落札率が高くなったものと想定される。

同じ業者が落札している理由は、夏休み期間の工事を落札したいBランクからDランクの業者の中で、競争力があるBランクで、受注意欲の高かった当該業者が、受注制限内の2件の工事を落札した結果と思われる。

(委員)

事後公表の場合は、競争原理が働く。事前公表すると、どうしても予定価格付近まで金額が上がってしまう。

(委員)

大泉西中学校の案件だが、第1回目の入札金額が、業者が予定価格より百万円以上高い金額で入札をしている。予定価格が低すぎたのではないか。

また、第2回目の入札では、第1回目と比較して大幅に入札金額を下げている。ここまで金額を下げて利益が見込めるのだろうか。最初の見積りが7百万円ほどの工事で、2回目で百万円以上下げた結果について、どのように考えているか。

(施設管理課長)

両案件ともトイレの改修工事であり、金額的に差があるが、これは仕事の量の違いである。

工期はいずれも10月末だが、開札日が6月8日と同23日と異なっており、工期に余裕がない23日の工事の方が敬遠される可能性が高かったのではないか。また、これらの案件以外にも金額の高い案件も複数あったことも影響したと思われる。

予定価格だが、他の案件と同じ考えで積算しているため、この件について低くしたということはない。

(委員)

そうすると業者の見積り誤りなのか。光が丘の案件では比較的予定価格に近い。

(施設管理課長)

光が丘の案件でも、1回目の見積りでは百万円以上の差がある。また、最低制限価格未満も1者あるので、業者間で金額の幅がある。

この案件では予定価格を公表していない。また、6月下旬の開札であり、できるだけ高めに落札したいということでこのような金額になったと思われる。

(委員)

両案件とも中学校のトイレの改修、しかも電気関係の工事ということで、内容的

には同じような工事だと思われる。そのため、2件連続して同じような案件を取るにより、部材等も共通のものを使うことができ、業者は安く受けることができると思う。そのため、2回目は低い金額で入札ができたのではないだろうか。2件をまとめて入札を行ったほうが良いのではないか。

(施設管理課長)

この案件については、光が丘と大泉で場所が離れているため、別の案件とした。今後については、検討させていただく。

(経理用地課長)

委員の言われたことは、確かにその通りである。一方で、多くの事業者がいる中、受注機会の確保、そして案件の金額によりランクを分けているということもあり、あまりまとめてしまうと、小さい業者が受注できなくなる面もある。

ただ、今年度入札不調だったものについて、2つをまとめて入札した例はあるので、案件ごとに検討の余地があると認識している。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件3 平成27年度図書の購入(光が丘図書館外8館分)(単価契約)
図書の購入(平和台図書館)(単価契約)
図書の購入(練馬図書館)(単価契約)
平成27年度図書の購入(石神井図書館)(単価契約)
平成27年度図書の購入(関町図書館)(単価契約)

(事務局)

いずれの案件も、まとめて契約した場合と、図書館ごとに契約した場合とで違いがあるのか、また、契約単価はすべて同じなのか確認したい、との理由で抽出いただいた。

区立図書館の閲覧・貸出用の図書については、中央図書館機能を持つ光が丘図書館と各地域の図書館で購入するものである。

区立図書館では、日々大量に出版される図書等を一旦納品させ、現物を確認した上で購入の可否を決定し、購入しない本については返品可能な「見計らい購入」という方法により図書の選定、購入をしている。

この見計らい購入が可能なこと、また一書店では対応できない大量の図書等の購

入でも組織的に問屋等と連携が取れ、確実に納品できることから、地元の東京都書店商業組合練馬支部から特命随意契約により図書を購入しているものである。

練馬区では、現在12館ある図書館のうち、分室を含む8館については、図書の選定等の委託になじまない業務を除き、図書館の運営を指定管理者に委託している。

指定管理者に委託している8館の図書の選定は、中央図書館機能を有する光が丘図書館が行うため、購入の契約も光が丘図書館がまとめて行うものである。

残りの各図書館については、指定管理者に運営を委託するのではなく、窓口業務等の一部の委託業務を除き各館で運営を行うため、図書の選定や購入の契約も各館で行っている。

契約単価は、まとめて購入する場合も、各館で独自に購入する場合も、定価の10%割引で契約しており、同じ価格である。

(委員)

見積金額の割引金額が同じというのは理解した。

光が丘図書館に中央図書館機能があり、分館的な施設が8館あるということだが、分館だけが指定管理者により運営を行っているのか。

(光が丘図書館長)

区内に図書館12館と、南大泉図書館分館を合わせて13館ある。それぞれ直営で各館が運営していたが、指定管理者制度を進める中で、また、区内の図書館を取りまとめる中で、光が丘図書館が中央館という位置づけで業務を行っている。

光が丘図書館が、指定管理者8館分の選書を行い、まとめて図書の購入している。

(委員)

指定管理者が運営している図書館での図書の選定は、指定管理者から希望があるのか。

(光が丘図書館長)

指定管理者から図書全体の4割程度、選書候補として希望がある。しかし、最終的には光が丘図書館の区の職員が、公平公正な目で確認をして選書を行っている。

(委員)

図書の見積金額の割引率が同じであるということが確認できたが、今後もこのような形で図書の購入を続けていくということか。

(光が丘図書館長)

選書については、今後も公平公正な目で区の職員が選定をするという形で購入を

していく。

(委員)

他区の図書館と比較して、10%という割引率は適正であると判断できるのか。

(光が丘図書館長)

多くの区が各書店組合から購入しており、割引率が10%というのが多い状況にある。一部、書店組合がない都心部の区においては、業者選定において入札を行っている。

(委員)

この10%というのは、従来からの同じ割引率なのか。交渉はしていないのか。

(光が丘図書館長)

一般的に図書の価格の3割程度が業者の利益と思われる。今後検討の要素はあると思うが、他区の状況やこれまでの経緯からすると、妥当だと思っている。

(委員)

それは毎年更新する際に、そのまま10%ということを受け入れているということか。割引率を上げるような交渉をしていないのか。

(光が丘図書館長)

毎年という前提ではないが、基本的には従来通り10%と考えている。

(委員)

現在、書店組合から購入しているが、区内の他の業者から購入することは考えていないのか。

(光が丘図書館長)

組合に加入していない書店もあるが、基本的には区内書店組合を通して購入したいと考えている。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件 4 古紙持ち去り取締り補助委託

資源回収事業で回収する不用品(びん・缶・古紙・廃食用油・粗大鉄)の売却(平成27年4月～6月分)(単価契約)

資源回収事業で回収する不用品(びん・缶・古紙・廃食用油・粗大鉄)の売却(平成27年7月～9月分)(単価契約)

資源回収事業で回収する不用品(びん・缶・古紙・廃食用油・粗大鉄)の売却(平成27年10月～12月分)(単価契約)

(事務局)

当該委託については、委託内容と、古紙売却費との関係と比較、確認したいとの理由で抽出いただいた。

委託の内容は、区が行う古紙回収事業の回収曜日に、該当地区のパトロールを行い、持ち去り者に警告書の交付等を行うほか、区が取締りを行う際に、証拠画像の記録、交通整理等の補助を行うものである。

区外業者を含む6者による予定価格非公表の任意指名競争入札を実施し、開札の結果、3者が辞退、1者が不参加、2者が応札し、区外業者が税込み628万円で落札している。

区が古紙回収事業で回収した新聞、雑誌等の古紙については、資源回収事業で回収する不用品の売却契約により、不用品の品目ごとの契約単価で売却している。

取締りで持ち去りを防止できれば、適切なりサイクル事業が推進され、売却収入も増加し、取締り補助委託事業の効果も上がることになる。

また、古紙の市場価格による影響も大きく、市場価格が高くなると売却単価も上がり、区の収入も増える一方で、持ち去りの件数、量も増えるため、取締りの必要性も高くなる関係にある。

(委員)

持ち去りというのは多いのか。

(清掃リサイクル課)

練馬区に限らず、都内および近隣の自治体でも古紙の売却は収入になるため、持ち去る業者は多い。現在、練馬区内で持ち去る業者、個人は10者程度かと思われる。

(委員)

区の職員による見回りはしているのか。

(清掃リサイクル課)

職員による見回りも行っているが、実際に持ち去られる時間帯が早朝から午前中が多

ということもあり、職員だけでは効率的に行うことが難しい。そのため、業務を委託している。

(委員)

月に1回とか、週に1回とか、そのような形で定期的に回っているのか。

(清掃リサイクル課)

委託している部分に関しては、毎日収集地域を回っている。

(委員)

契約金額から見て、効果は上がっていると考えていいのか。

(清掃リサイクル課)

入札の結果もあるが、この契約金額では厳しいという話は聞いている。履行時間が午前7時から午前11時という中で、他区と比較して厳しい仕様内容を盛り込んでいるため、人材が集まりにくいという状況があるようだ。

(委員)

入札の結果、2者が応札し、あとは辞退となっている。この結果は今の説明のように厳しい状況もあるということなのか。

(清掃リサイクル課)

実際の人材は、退職後の60歳代以上の方が行っている状況である。

(委員)

区の資源回収事業は、練馬区リサイクル事業協同組合が回収しているということか。

(清掃リサイクル課)

回収、運搬と中間処理をリサイクル事業協同組合へ委託している。

(総務部長)

リサイクル事業協同組合の仕組みを説明してほしい。

(清掃リサイクル課)

中間処理施設および事業場を有する区内再生資源取扱業者25事業者により組織された事業協同組合であり、集積所において回収した古紙は、区内5か所の古紙問屋に集め、中間処理を行い売却している。

その25者の中で、古紙の回収および油の回収等の委託をしている。古紙の業者が集めたものを、練馬区内に5者ある古紙問屋に集め、中間処理をして売却している。

(委員)

売却費は区の収入となるのか。

(清掃リサイクル課)

区の収入となる。

(委員)

売却した金額は6千万円ずつあるので、取締り補助委託金額の約10倍となり、この委託の効果が上がっているということになるのか。

(清掃リサイクル課)

収集にかかる運搬費等も含めると、実際には持ち出しの方が多くなってしまう。

古紙取締りの意義だが、他にも新聞業者による回収や、地域の町会・自治会による集団回収もあるが、区が回収するものは区の歳入となる。区民は区に協力し、リサイクルのために出している。これら区民が出したものを、第三者が持ち去りをするというのは区民感情からも納得がいかないため、取締り強化の要望がある。区民がリサイクル意識を持って出しているものだからこそ、それに応えなければ信頼を失うことにもつながってしまうと思っている。

(委員)

確認なのだが、物品の特随2の案件で、リサイクル事業協同組合と契約をし、6,341万円の歳入がある。この金額が一度区に入り、リサイクル業者が事業を受託して行うのだが、また別に費用が発生するのか。

(清掃リサイクル課)

売却は売却の金額のみであり、収集運搬にかかる費用については別途契約している。

(委員)

古紙持ち去り取締り補助委託の件だが、対象となった場所、時間帯や従事した人数等の報告は受けているのか。

(清掃リサイクル課)

毎日午前11時に業務を終了し、その段階で連絡を受けている。また、別途メールで報告書を受け取っている。

(委員)

履行場所は、区内全域にあるのか。

(清掃リサイクル課)

回収地域というのが、練馬地域、石神井地域にそれぞれある。それらを車1台で回っている。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件5 買物自転車等対策業務委託

(事務局)

当該委託案件は、委託の必要性について確認したいとの理由で抽出いただいている。

委託業務の内容は、重点地区を指定し、放置禁止区域内における午後の放置自転車台数の調査、店舗等の集客施設の分布状況や駐車場として活用可能な遊休地の調査、放置自転車の多い商店街、店舗に対する無料駐車場の案内、公的補助制度を活用した駐車場の整備要請等の業務を委託するものである。

練馬区では、放置自転車対策を効果的、効率的に推進するため、自転車駐車場への誘導案内、撤去・移送、保管・返還等の業務、平成18年度から区立自転車駐車場等の指定管理者である公益財団法人練馬区環境まちづくり公社に特命随意契約により委託し、自転車駐車場の管理運営と一体的に取り組んでいる。

その結果、撤去回数を増やし、誘導案内業務を拡充するなどして、平成17年に7,000台近くあった駅周辺の放置自転車を、平成26年には10分の1の700台近くに減少させたところである。

通勤、通学等による午前中の放置自転車を減少させる一方で、夕方の買物等による放置自転車が問題となっている。

放置自転車対策事業そのものが公益性の高い事業であり、今後も継続的に午後の放置自転車対策に取り組むためにも、重点駅周辺における詳細な放置実態と周辺駐車場の調査、商店会・店舗との協議、要請等に取り組む必要があり、これまで放置自転車対策で成果を上げ、ノウハウを有する環境まちづくり公社に委託するものである。

(委員)

時間帯が違うという話があったが、なぜ放置自転車対策と一体の事業にならないのか。

(交通安全課長)

放置自転車対策事業そのものについては、主にこれまで通勤、通学といった利用者に対する指導や誘導という形で、自転車駐ち車場を作ること、また撤去、誘導という形につなげてきた。

一方で買物自転車事業については、買物をする利用者とともに、商店、事業者との調整が内容として大きい。そのため、新たな取り組みとして事業を分けている。

(委員)

放置されている場所が違うということか。

(交通安全課長)

放置自転車は、放置される場所というのがそれぞれあるが、買物自転車に関しては、商店に近いところに集中する。

(委員)

委託の内容は、主に調査と協議ということか。

(交通安全課長)

調査と、事業者に対する協議である。

(委員)

買物自転車を放置している人への指導ではなく、商店街に対して指導する部分が大きいということか。

(交通安全課長)

買物客への誘導は行うが、基本的には事業者と協議する部分が大きい。

(委員)

この事業はいつから行っているのか。

(交通安全課長)

平成23年度から取り組み始めた。当初は放置自転車対策の中で取り組んできたが、事業として分かりにくいという部分があり、内容をきちんと整理するために分けた経緯がある。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件 6 出生記念苗木配付事業運営委託

(事務局)

出生記念苗木配付事業運営委託については、「委託の必要性について確認したい」との理由で抽出いただいた。

委託業務の内容は、緑化の推進とみどりに対する意識向上を目的に行う出生記念苗木配付にかかる案内、苗木の購入、管理、配付作業等の業務を委託するものである。

業務を委託する一般財団法人練馬みどりの機構は、区民や区内事業者との協働により、みどりの保護、育成に取り組む区の外郭団体であり、区民会員により事業運営を行う組織である。

緑化の推進と啓発を目的とした公益的な性格が強い事業であり、専門的な知識を有する区民会員等が配付時や配付後の苗木の育成に関する相談に低コストで対応することも可能であることから、一般財団法人練馬みどりの機構に特命随意契約で委託するものである。

(委員)

出生の届出があった方にすべて対応すると思うが、どのような樹種を配付しているのか。

(みどり推進課長)

戸籍係に出生届けを出した方へ、記念苗木の配付のお知らせを配付させていただいている。受け取った全員が苗木の申し込みをするということではなく、希望される方が取りに来ている。主にブルーベリーや金木犀、あるいはオリーブといった実のなるもの、香りのあるような樹種が多く引き取られていく。

(委員)

戸建住宅とマンション、アパートでは、取り扱いの差が出てくるのではないかと。当然、アパート等では植樹をする場所もない。どのような形で対応しているのか。

(みどり推進課長)

植える場所は限られると思われる。このことは、事業開始当時より、地植えのもの、アパートのベランダに置ける鉢植え、あるいは室内用の鉢植え、といった樹木対応をしている。それぞれ事情に合ったものを受け取っていただいている。

(委員)

花と違い樹木の場合、大きくなる。鉢植えの場合、どこかに植え替えないと最終的に捨てることにならないか。

(みどり推進課長)

引き渡しをするときに、みどりの機構の職員あるいは緑化協力員という知識を持った職員が、これは地植えに向いているのか、鉢植えで室内の観賞用なのか等、樹種の特性を説明の上で選んでいただいている。

(委員)

配付を受けたからには、育てる義務が生じる。もらっても困るということもあるのではないか。

(みどり推進課長)

出生の記念として受け取っていただいている。申し込みをした希望者に選んでいただいております、届出をした対象者すべてに配付しているということではない。従って、希望者が、責任を持って育てていただくというのが目的である。

(委員)

そうすると同じように出生届けを出しても、不要な方もいる。均等に恩恵を受けるという事業ではない。それでも緑の保護と保全育成につながると考えているのか。

(みどり推進課長)

この出生記念の苗木を配付することにより、それを一つのきっかけとして区内に少しでも緑を育む気持ちを広げてもらいたいという思いがある。この配付により緑が増えていくのが理想ではあるが、それ以前に意識を持っていただくというのが目的である。

従って、記念品として樹木がいいのか、もしくは別のものがあるのかという議論はあるかと思う。

委員会最終意見

契約は問題なく行われている。

抽出案件 7 住民情報システム端末等の構築作業委託
住民情報システム端末等の機器賃貸借

(事務局)

住民情報システム端末等の構築委託および機器賃貸借については、「落札率の低い理由を確認したい」との理由で抽出いただいている。

業務の内容は、マイナンバーカードの交付に対応するため、現行の住民情報システムにノートパソコン等の端末機器を追加配備するもので、端末機器に住民情報システムのソフトウェアを設定する構築委託業務と、使用する機器をリースする賃貸借業務になる。

通常は別々に入札を行うところだが、リース契約で端末機器を先に決定すると、機器にソフトウェアを設定し、保守対応できる業者が限られ、構築業務の競争性が確保できないため、契約の相手方は異なるが、一体で見積り合わせを行った。

具体的には、区が構築業者を指名し、構築費用と各構築業者が指定するリース会社が積算した賃貸借費用との合計額で見積書を提出させ、見積り合わせを行った。

同様の業務に実績がある6者の構築業者を指名して見積り合わせを行った結果、3者が辞退し、3者からリース費用も含む見積書が提出されて落札された。

落札率が低い、その理由としては、予定価格が高すぎたことと、競争性が働いた結果の二つの理由が考えられる。

今回の予定価格については、見積り合わせに参加した構築業者と賃貸借業者それぞれ2者から下見積りを取り、2者のうち安い見積り額を参考に予定価格を設定しており、その予定価格を大幅に下回る見積り額で落札されたことは、競争性が働いた結果と想定される。

システム関係の入札では、下見積りの段階では高めの額が提示され、入札では低い額を入れてくるケースは、他の業種に比べて多い傾向にある。

(委員)

この委託事業、また賃貸借事業は、今年度初めての事業なのか。

(情報政策課長)

追加配備というのは初めてだが、似たような事業は例年行っている。ちなみに昨年度も465台の端末機の更新を行い、リース契約をしている。その際の落札率も低かった。この時に比較すれば、今回の落札率は高くなっている。

(委員)

下見積りを数社から取ると思うが、区として内容を精査していないということか。

(情報政策課長)

製品を指定するのではなく、要件を示した上で見積りを取っている。見積りは複数者から取るが、その時点でそれが本当に高いのか低いのかは、区の職員では判断ができません。

い。

(委員)

前年度がそのように低い落札率で、今年度も非常に低い。これに対して、何らかの対策はないのか。

(情報政策課長)

落札した業者が、下見積りの時点では、最終的な金額を出してこないということが考えられる。区にとっても下見積りの金額より更に低めに見積ることは難しいため、結果として競争が働いたと思っている。

(委員)

毎年度このような結果を繰り返すことになるのか。

(情報政策課長)

この案件については、製品指定ではなく、要件を満たせばいいということでこのような結果となった。製品を指定する場合は、このような結果にはならない。

情報システム、あるいは機器それぞれに適した調達の方法を考えていきたいと思っている。

(委員)

特に機器の賃貸借に関しては、毎年度繰り返し、同一業者に委託することにならないか。

(情報政策課長)

長期継続契約であるため、その契約期間は同じ業者と同じ金額で支払いを行う。

(委員)

そうすると、低い金額で落札し、次の年度から高い金額になるということにはならないのか。

(情報政策課長)

翌年度から高くなることはない。

(委員)

システムの構築や賃貸借にあっては、区としてノウハウを持っているわけではないので、難しい点もある。このような形が増えてくると、業者の見積り任せになってしまう。

(情報政策課長)

少なくとも契約金額が高くなってはならず、低くなっている。その点ではプラスに考えている。

(委員)

予定価格と比較してという意味ではその通りである。ただ、予定価格の設定が難しい案件である。落札率だけで判断できないのは、別のところに問題があると思う。

(総務部長)

そうすると下見積りの金額とは何かという話になる。この案件は落札率という概念が馴染まないのではないかという議論になる。その下見積りの金額で予算要求をしているのか。

(情報政策課長)

見積りは2回取っている。まず予算要求時に取り、それに基づき予算を計上する。そして執行年度になり、契約の手続きに入る前に改めて下見積りを取る。その際は複数者から見積りを取り、その中の低い金額で予定価格を設定して起案をする。

(総務部長)

最初の下見積りの金額から、大幅に金額が下がってしまうことが問題である。例えば最初の下見積りが出た段階で、CIO補佐官に確認する等の方法もあるのではないか。

(委員)

システム機器の構築のような案件では、予定価格を設定する際に十分下見積りの業者と調整し、内容について確認した上で予定価格を決定してほしい。

(情報政策課長)

ご意見としては承る。現場としては、見積り業者とは営業担当を通じて、内容について細かい打合せをし、十分価格の交渉をした上で予定価格を設定しているということをご理解いただきたい。

(総務部長)

これについては落札率の概念に馴染まないため、数字を記載しないでよいのではないか。

(経理用地課)

落札率は、あくまで参考として予定価格に対してどの程度の金額で契約に至ったかというものである。一方で、感覚的に違っているという議論はあると思う。区としては、予定価格と落札額が適正な範囲内にあることが望ましい。

なお、工事の契約については最低制限価格を70%以上で設定しているが、賃貸借契約については設定していない。従ってこの案件については最低制限価格の設定がない。

(事務局)

一般的に業者は、予算要求の見積り段階では、予算を確保してもらいたいため、高めの見積りを出す傾向にある。入札前に再度見積りを取ると、金額を下げる傾向がある。

予算要求で出した金額を、その後仕様内容等を詰めていく中で、低い見積り金額が出てくれば、必ずしも予算額で予定価格を設定する必要はない。その予定価格を下げれば、落札率も上がるが、下げ過ぎると不調のリスクを伴うことになる。

更に努力をするのであれば、もっと多くの見積り業者から見積りを取るという方法もある。各所管へは複数業者から見積りを取るようお願いしているが、今回については複数者から取っているので問題はないと思っている。

(情報政策課長)

各業者の営業部門というのはあまり力を持っておらず、あまり金額を下げる事ができない。実際に入札するときに、業者の上層部の力が働いて金額が下がってくる。それを見越して予定価格を設定してもよいかということになる。

(委員)

そのような努力は工事ではそれぞれ行っていると思う。

(情報政策課長)

工事については設計額というのがあるのではないか。

(施設管理課長)

建築の工事については、共通でR I B C単価というものを使っている。それとは別に見積り分があり、例えば家具や鉄骨等で見積りを取る場合がある。見積りの場合は3者から取り、どれを使うか、もしくは掛け率を掛けるかというのは、それぞれで判断している。

(総務部長)

通常の入札には馴染みにくい事業であるため、表現について検討する必要がある。

(委員)

表現について検討願いたい。

委員会最終意見

契約は問題なく行われているが、落札率の表現について検討を要する。

抽出案件 8 平成27年度小学校移動教室【岩井】バスの借上げ(単価契約)
平成27年度小学校移動教室【軽井沢】バスの借上げ(単価契約)
平成27年度小学校移動教室【武石】バスの借上げ(単価契約)

(事務局)

積算方法を変えたのか、不調の理由を確認したいとの理由で抽出いただいた。

バスの借上げ業務の内容は、岩井等の校外宿泊施設で体験学習を行う小学校5、6年生の移動教室で使用する大型バスの手配と、実地踏査を含むバスの運行業務を委託するものである。

単価契約のバス1台当たりの料金には、バスの運賃、行程手配手数料、乗務員宿泊料が含まれ、有料道路料金、駐車場料金、入園見学科等は参加者の負担となる。

いずれも推定限度額が1,000万円以上となるため、区内業者5者、区外業者3者の8者を指名し、5年生、6年生、実地踏査とバスの単価も複数となることから、バス1台当たりの各単価に予定台数を乗じた総額での見積り合わせを実施した。

岩井のバス借上げについては、指名した8者のうち5者が辞退し、見積額を提示した3者がいずれも予定価格を超過していたため不調となり、最も低い価格を提示した区内業者と交渉したところ、予定価格を下回る見積書が提示されたため、不調随意契約を行ったものである。

軽井沢と武石についても、ほぼ同様の経過で、いずれも不調随意契約を行ったものである。

平成24年4月に関越自動車道で発生した高速ツアーバスの死亡事故を踏まえ、26年4月にバスの運賃・料金に利用者の安全に関わる安全コストが反映されるよう国のガイドラインが変更されたことから、予定価格の積算を見直している。

予算要求時の事業者からの見積りをもとに、安全コストが反映されるよう予算額を増額して予定価格を設定したが、入札では予算要求時の見積額を上回る見積額が提示され、不調となったものである。

不調の原因としては、26年度から27年度にかけて若干の人件費の上昇は見られるものの、ガソリン代等は落ち着いており、明確な原因は不明である。ガイドラインの変更前である平成25年度、26年度も不調が多かったことから、安全コストを見込む前の予定価

格自体が低かったことも原因の一つと想定される。

(委員)

毎年度同じような状況が続いている。平成26年度以降の積算方法で、バスについても時間制が導入された。一定の基準により、バスの単価を決めると聞いている。見積りの中で、それらを配慮して積算しているか。

(教育総務課)

予算積算時の段階で安全コストも盛り込んだ見積りを取っていたが、改めて入札直前に見積りを取ったところ5万円以上高くなっていた。これについて旅行会社へ確認したところ、国土交通省から車両に関する基準の見直しの指示があり、バス会社に対して椅子の背面への緩衝剤の設置や、平成27年から新たな車両への自動ブレーキの設置の義務化があった。そのため、バス会社が台数の更新ができず、バス会社自体の保有台数が減ってきている。それについて事前に見込めなかったため、バス会社が料金を上げてきたため、旅行会社としても直前で料金を上げざるを得なかったという話は聞いている。

(委員)

ただ、入札結果として毎年度不調随契となっており、積算の方法については精査したほうがよいのではないか。毎年度ある事業が、毎回不調随契というのは好ましくない。

(委員)

予定価格を決める時の積算は、どのように決めているのか。

(教育総務課)

予算要求時に、業者から見積りが上がってきたもので、前年度の見積りベースと比較し、また他区の状況も勘案した上で予算計上している。その時点では、これ以上上がるとは見込めなかった。

(委員)

業者からの見積額にプラスマイナスしたところで見込んでいたが、入札の段階でその金額ではできなくなっていたということか。

(教育総務課)

そういうことである。

(委員)

バス事業はほとんどサービス業であるため、バスや運転者を遊ばせておくよりも、低

い金額でも契約したほうが会社としては利益が上がる。ただ、あまり低い契約金額だと、質が下がってしまうことも考えられる。

(委員)

安全性の問題にもつながる。

(委員)

バスも法律の改正でいろいろ直さなければならないという話があったが、どのようなバスを使用するかという指定もしなければならないということか。

(教育総務課)

バスについては、一般的に55人乗りであるということで、例えばトイレやテレビの有無などはバス会社に任せている状況である。

(委員)

そうすると自動ブレーキの有無についてはまだ対象外なのか。

(教育総務課)

それについては既に法改正がされており、必ず実施するものである。

委員会最終意見

契約は問題なく行われているが、予算額積算については十分に精査してほしい。

入札不調について(報告)

(経理用地課長)

資料7に基づき説明

平成27年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について(報告)

(事務局)

資料8、9に基づき説明

その他

次回開催日程については、平成28年7月15日(金)午後1時30分を予定。